

番 号	1
項 目	過去にヘイトスピーチに関連して司法によって有罪とされた団体・個人が主催、もしくは中心的に関わり、その内容から明らかにヘイトスピーチが行なわれることが予想される集会、街頭情宣、デモなどの行為が大阪市内で行われる場合、大阪市が管理する公共の施設及び公園の使用はこれを認めない。
<p>(回答)</p> <p>特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動である、いわゆるヘイトスピーチについては、許されるべきものではないと考えております。</p> <p>一方で、表現の自由等から、現行の法制度においては規制できる状況にならないという現状があります。</p> <p>また、施設、公園などの公の施設の使用につきましては、地方自治法上、正当な理由がない限り利用を拒むことはできない旨が規定されており、条例で定める条件（管理上の支障がある、公安・風俗を害する恐れがある等）に該当する場合しか利用の制限等を行うことは困難であります。</p> <p>このように、さまざまな制約がある中ではありますが、「大阪市内ではヘイトスピーチを認めない」という市長の思いを踏まえ、地方自治体として現行法制度下で実施可能な対策について、今後検討を進めてまいります。</p>	
担当	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課 電話06-6208-7360

番 号	2	
項 目	ヘイトスピーチ等の表現行為によって被害を受けた在日コリアンおよび他のマイノリティのための常設的な相談窓口の開設	
<p>(回答)</p> <p>本市においては、総合的な人権相談の窓口として、大阪市人権啓発・相談センターを開設しております。</p> <p>同センターにおいては専門相談員を配置し、平日の夜間や土日・祝日にも、電話又は面談による相談を実施しているほか、大阪市の各関係機関や大阪弁護士会等と連携し、人権擁護に取り組んでおります。</p> <p>なお、人権侵害の救済に向けた対応につきましては、今後、ヘイトスピーチに対する地方自治体として現行法制度下で実施可能な対策を考えていく中で検討してまいります。</p>		
担 当	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課 大阪市人権啓発・相談センター	電話06-6208-7360 電話06-6532-7621

番 号	3
項 目	<p>日本政府に対して在日コリアンをはじめとするマイノリティの人権擁護の観点から、ヘイトスピーチに対する早急な対策を講じるよう申し入れる。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市としましては、効力ある救済措置を講じていくには、国における法整備等が必須であると考えており、大阪府や府下市町村と連携して法務省に対し要望を行っています。</p> <p>今年度も、8月7日に、大阪府・大阪府市長会・大阪府町村長会として法務省に対し、「近年、特定の国籍の外国人などを排斥し、差別を助長する趣旨のヘイトスピーチが行なわれるなど外国人などを巡る人権問題について憂慮すべき状況が生じているため、法による対応の検討も含め、実効性のある対策を講じるとともに、啓発活動の充実など取組の強化を図ってください。」との要望を行っております。</p>	
担当	<p>市民局ダイバーシティ推進室人権企画課</p> <p style="text-align: right;">電話 06-6208-7360</p>

番 号	4
項 目	ヘイトスピーチ対策のための第三者機関が設置される場合、その機関の委員の中に当事者として在日コリアンが参加し、意見が反映されるよう考慮する。
<p>(回答)</p> <p>いわゆるヘイトスピーチの対応につきましては、第三者機関の設置も含めて今後検討してまいります。</p>	
担 当	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課 電話 06-6208-7352